

長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱

(昭和39年2月18日38監第109号)

最終改正 平成28年12月20日 28建政技第223号

(趣旨)

第1 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際しては、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術及び施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるため、次の方式により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(資格基準等)

第2 建設工事の競争入札に参加を希望する業者について、長野県内に本店を有する建設業者にあつては、経営規模その他経営に関する客観的事項(以下「客観的事項」という。)の総合評定値及び長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号。以下「告示」という。)第3第3号から第15号の各号に定める項目による総合評定値(以下「新客観点数」という。)との合計点数(以下「資格総合点数」という。)により、それ以外の建設業者にあつては、客観的事項の総合評定値により、これを発注の標準とする工事金額と対応させて入札参加者を決定する。

2 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設コンサルタント等の業務」という。)の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模等を審査して建設コンサルタント等の業務の適格者を決定する。

(競争入札に参加することができない者)

第3 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、競争入札に参加することができない。ただし、特別の理由がある場合を除く。

2 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)の第1に該当する事実があつた者は、その事実があつた後別途定める期間競争入札に参加することができない。

(資格審査の申請等)

第4 建設工事及び建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加する者に必要な資格、その申請の時期及び方法については、告示の定めるところによる。

2 告示第5第1項、同第2項、第8第2項及び第9第2項に規定する建設工事入札参加資格審査申請書等(以下「申請書等」という。)の様式は別記様式に定めるとおりとする。

(資格総合点数の基準等)

第5 建設工事における資格総合点数の審査の項目及び基準は、客観的事項の総合評定値にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年建設省告示第1461号)の定めるところによることとし、新客観点数にあつては、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、新客観点数は各建設業者の客観的事項の総合評定値の25%を限度として加点する。

なお、共同企業体にあつては、別に定めるものとする。

(1) 長野県の発注した工事の工事成績にあつては、告示第1の表中第2項アにおける建設工事の

- 資格審査基準日（以下「資格審査基準日」という。）の直前3年間の「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」の3業種に係る平均点から65点を減じ、3.5を乗じて得た点数とする。ただし、「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」業種のみを加(減)点とする。
- (2) 国又は長野県による表彰の実績にあっては、資格審査基準日の直前4年間において、企業が表彰を受けた場合、1回につき10点とし、30点を上限とする。ただし、「土木一式」「とび・土工・コンクリート」「ほ装」業種のみ加点とする。
- (3) 民間資格等を有する技術者数にあっては、別表1の資格について、当該資格に係る対象業種を申請する場合、対象業種ごとに資格審査基準日において、当該資格を有する技術者1名につき1点とする。ただし、全国健康保険協会管掌健康保険又は組合管掌健康保険の被保険者若しくは他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限り、上限は30点とする。
- (4) 不誠実な行為の有無その他信用状態にあっては、資格審査基準日の直前2年間において、長野県の建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合、当該入札参加停止措置を受けた月数に-10を乗じて得た点数とする。ただし、入札参加停止措置を受けた期間のうち、1ヶ月に満たない期間がある場合は、1ヶ月とする。なお、建設業法による監督処分に伴い、客観的事項で減点された場合は除き、最大15点までの減点とする。
- (5) 国土交通省が運用する新技術情報提供システムに係る登録（以下「NETIS登録」という。）及び長野県が実施する新技術・新工法活用支援事業による評価結果の登録（以下「県の新技術登録」という。）の状況にあっては、NETIS登録に係る評価情報登録の開発者に対し1技術につき5点、同申請情報登録の開発者に対し1技術につき3点、県の新技術登録に係る申請者に対し1技術につき5点とし、上限を10点とする。
- (6) エコアクション21認証及び地域版環境プログラム認証の取得状況にあっては、資格審査基準日において、取得している場合、それぞれにつき10点とする。ただし、ISO14000が認証されている場合は対象外とする。
- (7) 長野県産業廃棄物3R実践協定（排出事業者（建設業））の締結状況にあっては、資格審査基準日において、当該協定を締結している場合、10点とする。
- (8) 労働環境の状況にあっては、次によるものとする。
- ア 資格審査基準日直前4年間における新規卒業者の採用に対し5点とする。なお、採用した社員に申請日において技術者（資格・経験の有無は問わない）がいる場合、更に10点を加点する。（上限15点）
- イ 資格審査基準日における法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用に対し5点とする。
- ウ 資格審査基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000)又は労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得に対し15点とする。
- エ 資格審査基準日において、従業員100人以下の企業が、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、且つ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則で規定している場合、10点とする。
- オ 資格審査基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績に対し、5点とする。なお、取得者に男性を含む場合は人数に関わらず更に5点を加点する。（上限

10点)

カ 資格審査基準日において、「社員の子育て応援宣言！」の登録をしている場合、3点とする。なお、登録企業であって申請日において「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている場合、更に7点を加点する。

キ 申請日において、「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている場合、4週5休相当にあつては3点、4週6休相当にあつては5点、4週8休相当にあつては10点とする。

ク 資格審査基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条に規定する労働災害防止団体での活動に対し5点とする。

ケ 資格審査基準日において、「個人住民税特別徴収」を実施している場合、10点とする。

(9) 企業合併の状況にあつては、資格審査基準日の直前5年間に於いて長野県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合、50点とする。ただし、親族企業同士の合併等又は営業譲渡は除く。また、合併特例が適用されている期間は加点しない。

(10) 地域貢献の状況にあつては、次によるものとする。

ア 資格審査基準日において、消防団協力事業所表示制度の登録をしている場合、10点とする。

なお、登録企業であつて資格審査基準日において長野県消防団協力事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に5点を加点する。

イ 申請日において、法務省の「協力雇用主」に登録をしている場合、3点とする。

(11) 労働福祉の状況にあつては、次によるものとする。

ア 資格審査基準日の直前の6月1日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定に基づき障がい者の雇用義務を有する建設業者が、当該雇用すべき障がい者数以上を雇用している場合、10点とする。

イ ア以外の建設業者が、資格審査基準日において障がい者を雇用している場合、10点とする。

(名簿の登載)

第6 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）について、建設工事にあつては第5の規定による審査の結果の資格総合点数を建設工事入札参加資格者名簿に、建設コンサルタント等の業務にあつては告示第5第2項に規定する書類の審査の結果を、建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載する。

(入札参加資格の取消し等)

第7 有資格者が第3第1項若しくは同第2項若しくは法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至つた場合、又は明確な虚偽申請が確認された場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消された場合は、当該有資格者に対してその旨を通知する。

3 前項の規定は、告示第1の要件に該当していない者の申請の場合に準用する。

(発注標準)

第8 建設工事の種類ごとの発注の標準は、別に定めるものとする。

(専門工事業者の決定)

第9 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含

めて決定することができる。

(設備工事の分離契約)

第10 電気工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

(業者の選定)

第11 業者を選定しようとするときは、建設工事にあつては資格総合点数別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する資格総合点数に属する有資格者の中から、建設コンサルタント等の業務にあつては建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿より営業の種類に対応する有資格者の中から選定するものとする。

2 県が発注する建設工事の種別に応じ、当該建設工事の種別に対応する建設業の業種については、別に定める。

(業者選定基準)

第12 第11の規定により業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工についての技術的適性及び技術者の状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況及び構造改善の状況

2 前項に規定する各号の具体的運用基準は、別表2によるものとする。

(随意契約における業者の選定)

第13 随意契約による場合の業者選定は、第11の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(選定の特例)

第14 特殊の技術を要する工事、緊急を要する工事又は特別の事由のあるときは、第11の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第15 業者の選定については、関係者以外の者にもれないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(共同請負又は協業組合)

第16 共同企業体を結成し又は、協業組合を設立して入札に参加しようとする建設業者については、別に定める要領によるものとする。

(建設工事入札参加資格審査委員会)

第17 入札参加希望者について、次の各号に掲げる事項を審査するため、建設工事入札参加資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 業者の適格性の判定及び有資格者の決定

- (2) 工事種類別の施工能力の判定
- (3) 工事成績及び安全成績等の評定
- (4) 入札参加資格の取消し

- 2 委員会は、建設部長を委員長とし、知事が指定する職員を委員として組織する。
- 3 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。
- 6 委員会の会議は公開しない。
- 7 委員長、委員及びその他の関係者は、委員会の審議の内容を他にもらしてはならない。
- 8 審議すべき事案について、委員長が急施を要し委員会を招集するいとまがないと認めたとき又は軽易な事案については、持廻りにより委員の審査を経ることによって委員会の審査にかえることができる。
- 9 特定建設工事共同企業体の有資格者の決定及び等級格付の決定について、委員長が認めたときは委員会及び委員の審査に付さないことができる。

附則 この要綱は、公布日から施行し、平成29年1月1日以降の資格付与から適用する。

(別表1) (第5関係)

新客観点数における民間資格等について

資格名	根拠法令又は資格認定者等	対象業種
作業環境測定士	厚生労働大臣(作業環境測定法)	全業種
CALS/ECエキスパート	(財)日本建設情報総合センター(JACIC)	全業種
CALS/ECインストラクター	(財)日本建設情報総合センター(JACIC)	全業種
VEリーダー	(社)日本バリューエンジニアリング協会	全業種
VEスペシャリスト	(社)日本バリューエンジニアリング協会	全業種
CVS(Certified Value Specialist)	(社)日本バリューエンジニアリング協会	全業種
SXF技術者	一般社団法人 オープンCADフォーマット評議会	全業種
測量士・測量士補	国土交通省国土地理院長(測量法)	全業種
福祉住環境コーディネーター	福祉住環境コーディネーター協会(東京商工会議所)	全業種
臭気判定士	環境省・(社)におい・かおり環境協会	全業種
環境カウンセラー	環境省・(財)日本環境協会	全業種
特別管理産業廃棄物管理責任者	(財)日本産業廃棄物処理振興センター	全業種
シックハウス診断士・診断士補	NPOシックハウス診断士協会	建築一式、大工、内装仕上
のり面施工管理技術者	(社)全国特定法面保護協会	土木一式、とび・土工・コンクリート
火薬類取扱保安責任者	都道府県知事(火薬類取締法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
コンクリート橋架設等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
ずい道等の掘削等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
ずい道等の覆工作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート
プレストレストコンクリート技士	(社)プレストレストコンクリート技術協会	土木一式、とび・土工・コンクリート、水道
高圧室内作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート、水道
コンクリート主任技士・技士	(社)日本コンクリート工学会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道
推進工事技士	(社)日本下水道管渠推進技術協会	土木一式、とび・土工・コンクリート、水道
石綿作業主任者技能講習修了者	(財)労働安全衛生管理協会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、解体
既製杭施工管理技士	(社)コンクリートパイル建設技術協会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート
地山の掘削又は土止め支保工作業主任者 【別々の資格】 (1人が両方所有の場合でも加点は1点)	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 【1つの資格】 (上記地山又は土止めとの重複加点は行わない)	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、管、水道
型枠支保工の組立等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道
足場の組立等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道、解体
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、解体
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏危険作業主任者技能講習(第1種・第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習)	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、とび・土工・コンクリート、さく井、電気、電気通信、管、水道
地質調査技士	(社)全国地質調査業協会連合会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、水道
下水道排水設備工事責任技術者	(財)長野県下水道公社、市町村長	土木一式、管、水道
建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	建築一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物
木造建築物の組立て等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	建築一式、大工、屋根、板金、塗装、防水、左官
コンクリート破砕器作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	とび・土工・コンクリート、解体
瓦屋根工事技士	(社)全日本瓦工事業連盟	屋根
金属屋根工事技士	(社)日本金属屋根協会	屋根
特種電気工事資格者	経済産業局長(電気工事士法)	電気
ガス溶接作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	管、鋼構造物
ガス主任技術者	経済産業大臣(ガス事業法)	管
内管工事士	(社)日本ガス協会	管
空調調和・衛生工学会設備士	(社)空調調和・衛生工学会会長	管
液化石油ガス設備士	都道府県知事(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	管
浄化槽設備士	国土交通大臣、(財)浄化槽設備士センター	管
下水道技術検定(第2種)	日本下水道事業団	土木一式、管、水道
建築コンクリートブロック工事士	(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	タイル・れんが・ブロック
鋼橋架設等作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	鋼構造物
舗装施工管理技術者(一級・二級)	(財)道路保全技術センター	土木一式、舗装
林業技士	(社)日本森林技術協会	土木一式、造園
ビオトープ施工管理士(一級・二級)	(財)日本生態系協会	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園
樹木医	(財)日本緑化センター	造園
街路樹剪定士	(社)日本造園建設業協会	土木一式、造園
植栽基盤診断士及び診断士補	(社)日本造園建設業協会	造園
有機溶剤作業主任者	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	塗装
特定化学物質等作業主任者又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者(特定化学物質作業主任者) (石綿作業主任者を含んでいる場合は重複加点は行わない)	建設業労働災害防止協会(労働安全衛生法)	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、塗装、水道、解体
コンクリート診断士	(社)日本コンクリート工学会	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート

(別表2) (第12関係)

選 定 基 準 の 留 意 事 項	
(1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無	<p>① 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号通知。以下「入札参加停止措置要領」という。）により、贈賄、業務に関し不正又は不誠実な行為等による入札参加停止期間中である場合は、選定しないこと。</p> <p>② 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められる場合は、選定しないこと。</p> <p>ア 建設工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により受注者の下請契約が不適切であることが明確であること。</p> <p>③ 警察当局から、関係部長に対し、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適当であると認められる場合又は入札参加停止措置要領別表第3各号の措置要件に該当するものについて、その情報が入手され、警察当局に合意書に基づく文書により照会し、当該措置要件に該当すると認められた場合は、選定しないこと。</p>
(2) 審査基準日以降における経営状況	<p>手形交換所における取引停止処分等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は、選定しないこと。</p>
(3) 工事成績の状況	<p>① 入札参加停止措置要領により、過失により工事等を粗雑に行ったことによる入札参加停止期間中である場合は、選定しないこと。</p> <p>② 工事成績評定要領（昭和54年9月27日付け54監第252号通知）の工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年間連続して60点未満であり、明らかに受注者として不適当であると認められる場合は、選定しないこと。</p> <p>ただし、前年度工事成績を有しない場合は、この限りではない。</p> <p>③ 工事成績の平均が過去2年間連続して80点以上であること、また、過去2年度の間に関又は長野県の表彰を受けていること等を勘案し、工事の成績が特に優良と認められる場合は、十分尊重すること。</p>
(4) 手持工事の状況	<p>当該地域における手持工事の状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
(5) 当該工事に対する	<p>本店、支店又は営業所の所在地の状況、当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事</p>

<p>地理的条件</p>	<p>を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>(6) 当該工事 施工について の技術的適性 及び技術者の 状況</p>	<p>下記の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>① 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>② 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。</p> <p>③ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>④ 当該工事の施工に適合する有資格技術者の有無等を確認し、確保できると認められること。</p>
<p>(7) 安全管理の 状況</p>	<p>① 入札参加停止措置要領により、県内における事故による入札参加停止期間中である場合は、選定しないこと。</p> <p>② 県発注工事について、安全管理の改善に関して労働基準監督署等からの指導があり、これらに対する改善を行わない状況が継続している場合であって明らかに受注者として不相当であると認められるときは、選定しないこと。</p> <p>③ 県発注工事において過去5年間死亡事故の発生がなくかつ過去3年間負傷者の生じた事故の発生がないこと等を勘案し、安全成績・管理の状況が特に優良と認められる場合は、十分尊重すること。</p>
<p>(8) 労働福祉の 状況及び構造 改善の状況</p>	<p>① 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに受注者として不相当であると認められる場合は、選定しないこと。</p> <p>② 建設業退職金共済制度への加入状況を確認し、加入している場合は、十分尊重すること。</p> <p>③ 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p> <p>④ 現場環境改善、建設業のイメージアップ等に積極的に取り組むなど建設産業の構造改善に特に努めている場合は、十分尊重すること。</p>